

倫理的配慮に関する指針

- 人を対象とする医学研究においては、世界医師会の「ヘルシンキ宣言」、ならびに関連する法規・指針等を遵守すること。
- 動物実験を含む基礎研究においても、同様に関連する法規・指針等を遵守すること。
- 症例報告に際しては、個人が特定されないように情報の機密性に十分配慮し、関連する法規・指針等を遵守すること。
- 出版に関する指針を遵守し、不正行為（捏造、改竄、盗用など）は厳に慎むこと。
- 関連法規や指針に明記のない事項については、倫理審査を受けること。

2025 年 12 月 12 日 日本ヘルニア学会理事会承認